

## 町営住宅入居申込要領

町営住宅に入居する場合は次の条件を備えている必要があります。

### 【入居資格】

1. 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
2. 家賃及び敷金を支払う能力を有する者であること。
3. 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
4. 本人又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと。
5. 公営住宅法上の収入が下記のとおりであること。
  - ・一般世帯の場合 月額 158,000 円以下
  - ・裁量世帯(高齢者や障害者、小学校就学前の児童がいる世帯)の場合  
月額 214,000 円以下

### 【添付書類】

申し込みの際には次の書類の添付が必要です。

1. 入居希望者で収入のある方全員の最新の所得を証明できるもの  
(市町村の発行する所得証明書等)
2. 住民票謄本(世帯全員記載のもの)
3. 確約書  
※入居決定の場合、連帯保証人の所得証明書及び印鑑証明書の提出が必要
4. 婚約者等は、仲人の証明書又は双方の親の承諾書
5. その他、上記書類が提出された場合でも入居資格の判定が困難な場合は、追加書類をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。

※申込み及び問合せ先  
太良町役場 建設課 管理係  
TEL 0954-67-0313  
担当：平石 吉村

## ◎入居資格の収入計算方法

(年間合計所得金額－所得控除額の合計)÷12

所得控除額の種類及び金額(所得税法に準じる)

・ 給与所得等控除(給与所得等を有する者)	10 万円
・ 扶養親族等控除(本人以外の同居者又は扶養親族)	38 万円
・ 老人扶養控除等(70 歳以上)	10 万円
・ 特定扶養親族控除(扶養親族のうち 16 歳以上 23 歳未満)	25 万円
・ 障害者控除	27 万円
・ 特別障害者控除	40 万円
・ 寡婦控除	27 万円
・ ひとり親控除 <sup>※</sup>	35 万円

(※寡婦控除と重複する場合はひとり親控除が優先)

(例 1)

本人(所得 2,000,000 円)、配偶者(所得 1,000,000 円)、扶養している子が 2 人の 4 人家族の場合

$$\{(2,000,000 \text{ 円} + 1,000,000 \text{ 円}) - (100,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 人}) - (380,000 \text{ 円} \times 3 \text{ 人})\} \div 12 \\ = 138,333 \text{ 円}$$

(例 2)

本人(所得 2,500,000 円)、配偶者(所得 500,000 円)、扶養している子が 2 人(内 1 人が 16 歳以上 23 歳未満の子)の 4 人家族の場合

$$\{(2,500,000 \text{ 円} + 500,000 \text{ 円}) - (100,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 人}) - (380,000 \text{ 円} \times 3 \text{ 人}) - 250,000\} \div 12 \\ = 117,500 \text{ 円}$$

(例 3)

本人(所得 1,500,000 円) 扶養している子が 1 人の 2 人家族の場合  
 $1,500,000 \text{ 円} - 100,000 \text{ 円} - 380,000 \text{ 円} - 350,000 \text{ 円} \div 12 = 55,833 \text{ 円}$